

議案第 134 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を午後 7 時まで延長することができる。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校の長期休業期間中における児童クラブの利用時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、午前 7 時 30 分から利用できるものとする。

別表 2 に次のように加える。

延長利用（午後 6 時～午後 7 時）	1 日	200 円	
---------------------	-----	-------	--

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。